

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、**国保税が減免**となります。

【減免の対象となる方】

①全額免除

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病（1ヶ月以上の治療）を負った世帯の方

②一部減額

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方

※国保税が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

○**国保税の減免額**は、**減免対象国保税額 (A×B/C) に 減免割合 (D) をかけた金額**です。

減免対象の国保税額 (A×B/C)

A:世帯の被保険者全員について算定した国保税額
B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

合計所得金額に応じた減免割合 (D)

300万円以下の場合 : 全部(10分の10)
400万円以下の場合 : 10分の8
550万円以下の場合 : 10分の6
750万円以下の場合 : 10分の4
1,000万円以下の場合 : 10分の2

※主たる生計維持者が、事業等の廃止をした場合には、前年の合計所得金額にかかわらず対象国保税の全部が免除となります。

(注) 非自発的失業者の軽減措置の対象となる方には適用できません。

(注) 納期限までに申請を行ってください。

不明な点につきましては、医療保険課にお問い合わせください。

小美玉市役所 医療保険課 電話：0299-48-1111 (代表)